

道路の延長)を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除いて得た数による下表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・三
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・五
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・七
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	二・〇
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・二
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・四
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・六
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・八
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	四・〇
七〇〇人を超え七五〇人以下のもの	四・三
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの	四・五
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの	四・七
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの	五・〇
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの	五・二
九五〇人を超え一〇〇〇人以下のもの	五・四
一〇〇〇人を超え一〇五〇人以下のもの	五・六
一〇五〇人を超え一〇〇〇人以下のもの	五・九
一〇〇〇人を超え一〇五〇人以下のもの	六・一
一〇五〇人を超え一一〇〇人以下のもの	六・三
一一〇〇人を超え一一五〇人以下のもの	六・五
一一五〇人を超え一二〇〇人以下のもの	六・八
一二〇〇人を超え一二五〇人以下のもの	七・〇
一二五〇人を超え一三〇〇人以下のもの	七・二
一三〇〇人を超え一三五〇人以下のもの	七・四
一三五〇人を超え一四〇〇人以下のもの	七・六
一四〇〇人を超え一四五〇人以下のもの	七・八
一四五〇人を超え一五〇〇人以下のもの	八・〇
一五〇〇人を超え一五五〇人以下のもの	八・二
一五五〇人を超え一六〇〇人以下のもの	八・四
一六〇〇人を超え一六五〇人以下のもの	八・六
一六五〇人を超え一七〇〇人以下のもの	八・八
一七〇〇人を超え一七五〇人以下のもの	九・〇
一七五〇人を超え一八〇〇人以下のもの	九・二
一八〇〇人を超え一八五〇人以下のもの	九・四
一八五〇人を超え一九〇〇人以下のもの	九・六
一九〇〇人を超え一九五〇人以下のもの	九・八
一九五〇人を超え二〇〇〇人以下のもの	一〇・〇

4 道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

道路の種類	率
路面幅員六・五メートル以上の道路(橋)	一・一
りようを除く。以下本表において同じ。)	一・〇
路面幅員六・五メートル未満四・五メートル以上の道路	一・〇

路面幅員四・五メートル未満の道路
〇・七
橋りよう
一〇・八

5 前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に当該市町村に係る道路の面積(当該道路の面積の算定の基礎となる道路の延長が第二条に規定する率を乗じて算定される場合)においては、当該率を乗じて前項の第二条に規定する道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定した道路の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除いて得た数による下表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超え二一〇人以下のもの	四・七

(第三條第二項等の人口)

第五條 第三條第二項及び第四項並びに前條第三項及び第五項の人口は、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものに結果による人口による。ただし、当該公示のあつた後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六條第一項又は第七十七條第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口による。

2 市町村の昼間人口(従業地、通学地による人口が統計法(平成十九年法律第五十三号)第八條の規定により前年度末までに公表されている

国勢調査のうち最近のものによる当該人口をいう。以下この条において同じ。)を当該市町村の常住人口(当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。)で除して得た率が一・一を超える市町村の前條第三項及び第五項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口(一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第七十七條第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。(端数計算)

第六條 第三條及び第四條の規定により道路の延長又は面積を補正する場合において、第三條第三項の道路の種類ごとの面積の数若しくは第四條第二項及び第四項の道路の種類ごとの延長若しくは面積の数又は第三條第二項から第四項まで若しくは第四條第二項から第五項までの規定により補正された後の数にメートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七條 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2 市町村の長は、市町村道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより都道府県知事を経由して提出しなければならない。

第八條 地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乘じて得た額とする。(錯誤を修正した道路の延長・譲与の基準となつた道路の面積) / (譲与の基準となつた道路の面積) / (譲与の基準となつた道路の面積)

は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乘じて得た額とする。(錯誤を修正した道路の延長・譲与の基準となつた道路の面積) / (譲与の基準となつた道路の面積) / (譲与の基準となつた道路の面積)

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四條の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第四條の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項の都道府県又は市町村に譲与すべき額に加算し、又は当該譲与すべき額から減額すべき錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤にかかるとする。

附則 (施行期日)
1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方道路譲与税から適用する。(経過措置)

2 当分の間、第二條の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合においては、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

3 昭和五十七年度以前の各年度における第二條及び前項の規定による道路(市町村道に限る。)の延長及び面積の算定について、当該各年度の

この省令は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日総務省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条第一項、第三条及び第七条第一項の規定は、平成二十一年度分までの地方道路譲与税から適用し、平成二十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月一〇日総務省令第一四一号）抄

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則（以下この条において「新譲与税法施行規則」という。）の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法施行規則（以下この条において「旧譲与税法施行規則」という。）の規定（旧譲与税法施行規則第八条を除く。）は、改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の規定により譲与するものとされる地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

3 新譲与税法施行規則第八条（同条第三項を除く。）の規定は、改正法附則第十四条第三項の平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法施行規則第八条第一項中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と、同条第二項中「第四条の規定」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律

（平成二十一年法律第九号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号。以下この項において「旧譲与税法」という。）第四条の規定」と、「法第四条の譲与額」とあるのは「旧譲与税法第四条の譲与額」と読み替えるものとする。

附則（平成二八年三月三十一日総務省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二九日総務省令第七七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方揮発油譲与税法施行規則附則第五項の改正規定及び第二条中自動車重量譲与税法施行規則附則第五項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十一月以後の譲与時期に係る地方揮発油譲与税について適用し、平成二十九年六月までの譲与時期に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三十一日総務省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和元年一月二八日総務省令第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月二六日総務省令第一三三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方揮発油譲与税法施行規則第七条及び第八条の改正規定 令和十六年四月一日

附則（令和四年一月一四日総務省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行規則附則第四条の

九の二の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。